



独禁法から考える知的財産権

第6回 「知財と独禁」民事訴訟 ～公取委に頼らない公正取引実現～

「知財と独禁」を巡る諸問題は、公取委による審査等のみならず裁判所における民事訴訟でも争点とされることが増えており、民事訴訟は独占禁止法活用の新たな潮流であるといえます。連載最終回である今回は、民事訴訟に特有の留意点について、事例を参照しながら検討しましょう。

九州大学法学部 准教授（経済法）・平山法律事務所 代表弁護士 平山 賢太郎

はじめに

公取委は、平成14年8月に知的財産タスクフォースを設置するなどして「知財と独禁」事案に注力しているといわれますが、正式審査を通じて排除措置命令に至った事例は多くありません。これに対して裁判所は、公取委による事件選別を経ていないさまざまな事案について独占禁止法の観点から判断を示し、「知財と独禁」をより深く理解するための格好の素材を提供しています。

そこで本稿では、「知財と独禁」を巡る民事訴訟事案をご紹介します。訴訟手続に特有の留意点についてご説明します。

「知財と独禁」民事訴訟の類型

知財高裁その他の裁判所が取り扱う知的財産関連法は、独占権等を付与する特許法等と、不正競争防止を図る不正競争防止法に大別できます。

これらのうち特許権等関連訴訟では、権利者の権利行使に対して独占禁止法違反が防御方法として主張されることが多いといえます。これに対し、不競法関連訴訟では、不正競争行為（例えば営業誹謗行為（不競法2条1項21号））の主張と並んで独占禁止法違反（例えば競争者取引妨害（一般指定14項））が攻撃方法として主張されることが多いと指摘されています（佐藤達文「知的財産権訴訟における独占禁止法」公正取引、平成19年10月号 p.23）。

防御方法としての独占禁止法主張

（1）日之出水道機器^{ろっほう}対六寶産業

（知財高裁判決平成18年7月20日）

本件は、マンホール鉄蓋に係る特許権等のライセンサーであるマンホール鉄蓋製造業者（原審原告・被控訴人）が、ライセンサーである他のマンホール鉄蓋製造業者（原審被告・

控訴人）に対して許諾数量の上限を定め、許諾数量を超えて製品を販売する場合には超過数量相当の製品について製造をライセンサーに委託するものとしていたところ、被控訴人が、控訴人は許諾数量を超えて製品を製造・販売したとして損害賠償を請求し、一部認容された事案です。本連載第1回でもご紹介した事案ですが、あらためて解説します。

北部九州の各自治体では、マンホールについて被控訴人が保有する特許権等を実施した製品を仕様として指定するところが多く、当該自治体においては他の形式のマンホールは事実上取引対象とされないようになっていました。被控訴人は、当該仕様が指定を受けるにあたり、各地方自治体に対して「貴市が本件人孔マンホール（蓋及び受枠）の製造販売業者として適当であると御判断される業者に対しましては、貴市の公共下水道事業に限り、本工業所有権の実施を許諾し、本製品の円滑な供給に貢献させていただく所存でございます」といった書面を差し入れることにより、特許権等の実施許諾を行うことを約束していました。しかし、実際には、許諾数量には上記のとおり上限が設けられていました。

控訴人は、被控訴人が自社への割り当てを確保したうえで、他のマンホール製造業者各社に製造販売数量を割り当てるなどの需給調整行為を行うことによって、独占的な高値での落札を続けていた旨主張しました。そして、かかる被控訴人の行為は合理的な特許権等行使の範囲内にあるとはいえず、許諾数量制限条項は独占禁止法に違反し公序良俗に違反しているので無効である旨主張しました。

本判決は、独占禁止法適用の可否について「発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではない」と述べ、被控訴人が支配的地位を背景に実質的な需給調整を行うなどしている場合には特許権等の不当な権利行使として独占禁止法上の問題が生じる旨判示しました（なお、本判決

は、本件事実関係のもとでは「^マ供給調整効果が実際に実現されているとか、業者間の公正な競争が実際に阻害されているといった事情」を認めるに足りる的確な証拠はないので独占禁止法に違反すると認めるには足りない旨判示し、控訴人の上記主張を退けました。

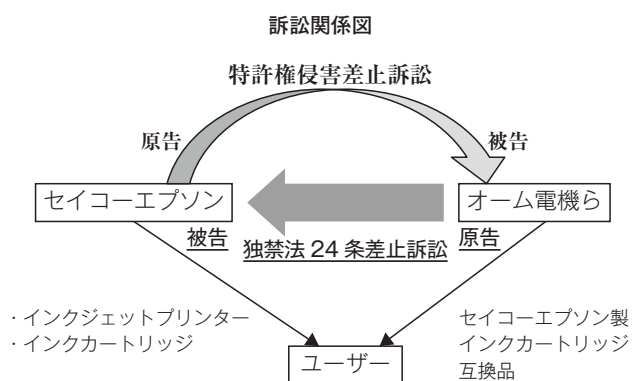
本件は、「知財と独禁」の基本的な関係について知財高裁が解釈を示した重要な判決であるといえます。

(2) セイコーエプソン対オーム電機ら

〈東京地裁平成26年(ワ)26330号・訴え取下げ〉

本件は、公取委平成28年度年次報告によれば「被告が製造するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由のない改変を行い、原告に対し、特許権侵害を理由に、インクカートリッジの互換品の販売の差止めを求め、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求め」て提起された、独占禁止法24条に基づく差止訴訟です。トナーカートリッジの製造業者である被告（セイコーエプソン）が特許権侵害差止訴訟を提起し、これに対抗して原告（オーム電機ら）が本件別訴を提起したものです。

本件は、和解成立によるものと推察される訴え取下げによって終了しました。したがって、争点を詳細に知ることはできませんが、被告の特許は「技術上の必要性等の合理的理由のない改変」に係るものであったと原告が主張し、これが争点となったことを、公取委年次報告から推察できます。



本件において原告が独占禁止法主張の根拠とした「競争者取引妨害」（一般指定14項）は、不公正な競争手段を用いて競争者の取引を妨害することを禁止する規定であり、妨害手段の態様について限定はありません。したがって、特許権侵

害差止訴訟の提起その他のライセンス拒絶行為も、それが不公正な競争手段である場合には独占禁止法違反と評価されることとなります（ただし、本件別訴のような不公正取引差止訴訟（独占禁止法24条）においては、被害者に著しい損害またはそのおそれがあることが差止請求認容の要件とされており、この要件を満たすとされた事例はほとんどありません）。

なお、不公正な競争手段と評価され競争者取引妨害に該当するような権利行使は、実質的に権利の行使と「認められる」（独占禁止法21条）ものでないことが明らかですので、同条による適用除外を受けられないのは当然であるといえます。

(3) 不当な知的財産権取得・行使と独占禁止法

いったん民事訴訟事案を離れて、知的財産権の取得および行使が独占禁止法に違反するとされた公取委先例をみますと、権利者が競合者の出現を知ってこれを排除するために商標権等を出願したという、新規参入者排除の確固たる意図の存在がうかがわれる事案が複数存在します。

例えば、北海道新聞社に対する件（公取委同意審決平成12年2月28日）においては、函館地区に新設される新聞社に使用させない意図のもとに「函館新聞」など九つの新聞題字について商標登録を出願した行為が、その他の参入妨害行為とあわせて私的独占に該当すると認定されました。本件では特許庁が商標出願拒絶査定（商標法4条1項7号）をしており、知的財産制度が特許庁によって競争政策の観点から運用されることがあることを示す事例としても注目されます（このような考え方は、本件の後に施行された知的財産基本法10条に規定されています）。

また、大分県農協に対する件（公取委排除措置命令平成30年2月23日）においては、農協・生産部会と一部の農家との間で農作物の出荷先を巡る紛議が生じたのちに農協が当該農作物について商標を出願し、商標登録後にライセンスを拒絶したため、当該一部の農家は農作物に当該商標を付して出荷することができなくなりました。公取委は、当該商標権行使について独占禁止法適用除外（独占禁止法21条）を認めることなく、農協の一連の行為を独占禁止法違反行為であると認定しています。

これらの事案において重要なのは「時系列」の視点です。競合者等が出現した後に違反被疑事業者が商標権等を出願したという先後関係の存在が、不当な競合者排除意図という不

当性の認定において、重要な考慮要素とされているとみることができま

す。知的財産権の出願は、本来であれば「産業の発達」その他知的財産関連の各法1条に規定されている各法の目的ののっとして行われるべきものであるところ、競合者の出現という事態に直面したのちに行われる出願およびその後の権利行使に対しては、各法の目的から逸脱した競合者排除のために行われたものではないかという疑いが生じることを避けられませんが、かかる疑いは、セイコーエプソン対オーム電機ら訴訟において争点とされていたように、出願し登録された特許権に係る発明が「技術上の必要性等の合理的理由のない改変」であったような場合において、一層強くなるでしょう。

攻撃方法としての独占禁止法主張

(1) 総説

競争者取引妨害（一般指定14項）は、競争手段が“不公正”であるがゆえに禁止されている行為ですので、不競法の「不正競争行為」〈例えば営業誹謗行為（不競法2条1項21号）〉との間には重複・競合関係があるといえます。

これらの関係について公取委による解説等は公表されていませんが、民事訴訟においては、原告が、同一の行為が営業誹謗と競争者取引妨害のいずれにも該当する旨主張することがあります〈この例としてイメーション対ワン・ブルー訴訟（東京地裁判決平成27年2月18日）があります〉。

(2) コンバースジャパンら対ロイヤル

（知財高裁判決平成22年4月27日）

本件は、①商標（靴商品のブランド）および輸入商品の独占的販売権を保有する商社および独占的通常使用権の許諾を受けている者（被控訴人）が、並行輸入業者（控訴人）に対して商標権侵害行為差止め等を求めた訴訟（第1事件）と、②並行輸入業者（控訴人）が、控訴人商品が商標権侵害品である旨を控訴人の顧客に対して告知または流布した被控訴人の行為が営業誹謗行為〈不競法2条1項14号（現21号）〉に該当する旨主張するとともに、被控訴人らが控訴人の輸入元に圧力を加えて輸入販売を妨害した行為等が競争者取引妨害〈一般指定15項（現14項）〉等に該当するなど主張して提起した別訴（第2事件）からなります。原判決および本判決は、

いずれも、第1事件原告である被控訴人の主張を認容し、第2事件原告である控訴人の主張を退けました。

本判決は、第2事件において控訴人がした独占禁止法違反関連主張を、控訴人が主張するような被控訴人の行為は仮にあったとしても正当な商標権行使と認められるので独占禁止法違反に当たらないとして退けました（なお、本件原告は営業誹謗行為を不競法違反行為として主張しており、当該行為について競争者取引妨害の観点からの明確な主張はみられません）。

(3) 不競法（営業誹謗）と独占禁止法（競争者取引妨害）

不競法上の営業誹謗は、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為をいい、他方で、独占禁止法上の競争者取引妨害は、国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害することをいいます。

これら二つの定義は、競争関係の存在を要件としている点において共通する一方で（ただし、「競争関係」の定義が同一である旨明言した裁判例はないようです）、「信用を害する」および「虚偽」であることは競争者取引妨害の要件とはされていません。また、競争者取引妨害の行為要件はきわめて抽象的ですので、営業誹謗行為およびその他の妨害行為を包括して一つの競争者取引妨害行為と評価することも可能です。

不競法事例においては、「信用を害する」および「虚偽」の認定が争点となることがありますが、独占禁止法の観点から競争者取引妨害該当性について検討する場合には、信用毀損の発生や虚偽性は不当性評価にあたっての考慮要素になると思われるものの、これらの事実が認定されない場合でも、不当性を認定して独占禁止法違反の結論を導くことは可能です〈虚偽であるとはいいがたい事実の告知・流布行為が競争者取引妨害行為を構成する旨認定された公取委先例として、第一興商に対する件（公取委審判審決平成21年2月16日）があります〉。もっとも、不公正取引差止訴訟（独占禁止法24条）では前記のとおり著しい損害（のおそれ）が要件とされますので留意が必要です。

したがって、独占禁止法による競争者取引妨害規制は、営業誹謗を巡る訴訟において不競法に基づく主張を補完する機能を果たしているといえます。これら二種類の主張を戦略的に選択したり、あるいは併用したりすることが重要です。

訴訟手続を巡る留意点

(1) 管轄

知的財産権侵害差止訴訟の提起を受けた侵害者が独占禁止法の観点から対抗する場合には、当該訴訟の手続内で独占禁止法違反を理由とする権利濫用の抗弁を提出することと、別訴として不公正取引差止訴訟（独占禁止法24条）を提起することが考えられます（セイコーエプソン対オーム電機ら訴訟は別訴提起の例であり、日之出水道機器対六寶産業訴訟は権利濫用抗弁の例です）。独占禁止法24条に基づく不公正取引差止訴訟は裁判所から公取委に通知され（独占禁止法79条1項）公取委年次報告において概要が公表されますが、独占禁止法違反を理由とする権利濫用抗弁が主張された知的財産権侵害訴訟の件数等を正確に把握することは残念ながら困難です。

独占禁止法24条に基づく不公正取引差止訴訟については、審理を東京地裁へ集中させるための特別な管轄の定めがありますので（独占禁止法84条の2）、例えば、大阪地裁に係属している特許権侵害差止訴訟の被告は東京地裁において不公正取引差止訴訟を提起することができると考えられます。この場合には、社会的事実共通の訴訟が複数の地方裁判所に係属することとなりますが、これは知的財産権侵害差止訴訟を提起する権利者が通常想定しない事態かもしれません（なお、東京地裁に知的財産権侵害差止訴訟および不公正取引差止訴訟が係属することとなった場合には、近年は、知財部への併合が行われているようです）。これに対して、独占禁止法違反を理由とする権利濫用の抗弁が提出される場合には、当然ながら、訴訟手続が複数の裁判体に係属する事態は生じません。

(2) 和解

「知財と独禁」訴訟は、ほとんどが和解（または訴訟外和解に基づく訴え取り下げ）によって終了しているようだとわかります。公表される判決の少なさが、この分野に対する知財専門家や独占禁止法専門家の関心が低調であることの一因になっているようにも感じます。

しかし、実際に権利者が知的財産権侵害差止訴訟において独占禁止法の観点から対抗を受けた場合には、知財部裁判官から独禁法解釈に関して多数の求釈明が行われ、権利者が対応に多大な労力と時間を割くことになると見込まれます。この労力、そして独占禁止法論点について知財部裁判官が下す

判決内容の予測可能性の低さは、権利者に和解を決断させる強い誘因になるように思われますが、これらの事態ないしリスクは、訴訟提起前に独占禁止法論点を検討することによって回避しておくべきことであるように感じます。

今回のまとめ・本連載のまとめ

裁判所は、さまざまな「知財と独禁」事案において、独占禁止法の適用について検討し判断を示してきました。裁判所による判断は、公取委先例やガイドラインにない新たな視点を提示してガイドライン改訂や新たな法執行を公取委に促す存在になりつつあります。

他方で、裁判所による検討には、当事者および代理人の主張内容による制約があることも否定できません。したがって、裁判所による「知財と独禁」判断をより充実したものにしていくためには、代理人である弁理士や弁護士が事実関係・法解釈の両面からの確かな主張を展開することが欠かせないでしょう。知財専門家および独占禁止法専門家の双方において「知財と独禁」への関心が高まり、裁判上の主張がより精緻なものとなっていくことが期待されます。

本連載では、「知財と独禁」を巡るさまざまなトピックを6回にわたってご紹介してきました。この分野における論点の検討は、かつては法理論や海外の議論を参照しながら行われることが多く敷居が高い領域であったように感じますが、近年は検討の素材となる公取委先例や裁判例が続々と現れていますので、実例に即した具体的な検討を行うことが容易になってきました。本連載をきっかけとして、「知財と独禁」に関心を持ち、日々のライセンス実務等において活用する方が増えていくことを期待しています。

ひらやま けんたろう

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件・国際カルテル事件等の主任審査担当官を務めた独禁法専門弁護士。Chambers Asiaその他の国際ランキングにおいて、日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。

独禁法（経済法）専攻の専任教員として、平成30年10月に九州大学法学部准教授に着任。弁護士および公取委職員として知的財産権濫用事件に深く関与した経験を生かし、実務と研究の懸け橋となるべく研究活動を展開している。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事および同協会独禁法ワーキンググループリーダー。